

氏名	福本 恭子	
学位の種類	博士（経営学）	
学位記番号	第 6291 号	
授与報告番号	(乙)第 2804 号	
学位授与年月日	平成 28 年 3 月 22 日	
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項	
学位論文名	日本企業における社員食堂の機能と変遷 ー福利厚生の視点からー	
論文審査委員	主 査 教 授 下 崎 千 代 子	副 査 教 授 狩 俣 正 雄
	副 査 准 教 授 川 村 尚 也	

## 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、日本企業の社員食堂について、明治以降から今日に至る歴史的変遷からその機能が高度化していることを明らかにしたものである。社員食堂には3つの機能、食事の機能（生体調節機能と健康管理機能）・コミュニケーション機能・知識創造機能があることを抽出した。食事の機能については、生体調節機能から健康管理機能に変化しつつあることを企業の代表的事例および企業インタビュー等で検証し、現在ではコミュニケーション機能が注目され始めていることも示した。さらに、今後は知識創造機能が付加される可能性を指摘したものである。社員食堂は福利厚生の一環として、戦前、戦後をとおして法定外福利として位置付けられており、企業の裁量に委ねられている。これをコストとして捉えて社員食堂を削減するか、労働者が職務遂行する中での昼食時間は、職務遂行への影響や心身の健康などその果たす機能は大きいことを認めて戦略的に活用するかは、企業の従業員に対する姿勢を表わすものである。

このような背景を踏まえて、本論文では日本企業における社員食堂を福利厚生 of 視点から分析し、新たな機能を付加する必要性及び可能性を指摘した。

第1章では、福利厚生における社員食堂の位置づけを行う。福利厚生は賃金とは別に給付される企業の人事制度を構成するサブ制度であり、歴史的変遷から分析すると企業の裁量として社員食堂が設置されてきたことを明らかにした。

第2章では、社員食堂における健康管理問題を取り扱う。健康管理問題は、労働安全衛生法に位置付けられるが、社員食堂は歴史的変遷において、業務上の疾病や怪我にも関係してきた。労働者の身体に直接影響を与える食事を扱う社員食堂としては、現在の健康管理の観点から、健康管理を社員食堂と関連付けていく必要があることを論じた。

第3章では、社員食堂の役割を考察する。社員食堂は食事を提供する食事の機能が第一にあるが、すべての労働者に生活保障の意味で提供された戦前と比べ、戦後では社員食堂は他の飲食店等も含めた選択肢のひとつであるから、社員食堂の機能そのものを考え直す必要がある。そのため、食事以外の機能について解明する必要があることを論じた。

第4章では、社員食堂の実証研究として企業の事例を取り上げる。企業の社員食堂が、食事機能以外に新たに提供出来るのは人間関係的な要素であり、特にオフィスの社員食堂において、人間関係の希薄化を補足するために、社員食堂を利用してコミュニケーション不足を解消しようとする動きがあることを事例・企業インタビュー・アンケート調査を通じて検証した。

第5章では、社員食堂の機能には食事の機能以外に付加機能として健康管理機能があり、さらにコミュニケーション機能、知識創造機能を付加する必要性及び可能性があることを明らかにした。食事を媒介に労働者間の交流を図る社員食堂の付加機能には、福利厚生として位置づけられる社員食堂を超える企業ニーズが高まっているものと解釈できる。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、日本企業の社員食堂を研究対象として、明治期以降から今日に至る歴史の変遷を文献資料、インタビュー、アンケート調査を用いて分析した結果、社員食堂の機能が高度化していることを結論づけたものである。社員食堂の本来の機能は食事の提供であるが、付加機能として健康管理機能・コミュニケーション機能・知識創造機能があることを解明した。食事の機能では、生体調節機能から健康管理機能に変化しつつあることを代表的事例および企業インタビュー等で検証し、現在ではコミュニケーション機能、今後は知識創造機能が付加される必要性・可能性も抽出している。社員食堂は福利厚生の一環として、戦前、戦後をとおして法定外福利であることは変化せず、その結果として、企業の裁量に委ねられることになる。戦前からの福利厚生の内容が法制化されて法定福利に移行する中、社員食堂は明治期から法定外福利の位置づけが変化ないという指摘は、この論文のひとつの発見であり重要な指摘である。企業の裁量であることから、コストとして捉えて社員食堂を削減するか、従業員の昼食時間は、職務遂行への影響や心身の健康などその果たす機能は多岐にわたることを認めて戦略的に活用するかは、企業の従業員に対する姿勢を表わすものと指摘する。本論文では、日本企業における社員食堂を戦略的に活用する立場をとり、新たな機能を付加する必要性及び可能性を考察したものである。各章の内容は以下の通りである。

第1章では、福利厚生における社員食堂の位置づけを明らかにしている。福利厚生は賃金とは別に従業員に給付されるものであり、歴史の変遷から分析すると、企業の裁量による法定外福利として位置づけられていた。しかし、法律の整備により法定福利に移行する内容が多い中で、社員食堂は法定外福利としての位置づけが変化していないことを解明した。

第2章では、社員食堂における健康管理問題を取り扱う。健康管理問題は、現代では労働安全衛生法と関連するが、社員食堂は明治期において業務上の疾病や怪我に対処する場とも関係してきた。そのような健康管理的視点からすれば、労働者の健康に直接影響する食事を提供する社員食堂は、健康管理との関係に注目する必要があることを論じた。

第3章では、社員食堂の企業が提供してきた役割の変化を分析している。社員食堂は食事提供機能が第一にあるが、すべての労働者に生活保障の意味で提供された戦前と比べ、現在の社員食堂は他の飲食店等も含めた選択肢のひとつであるから、社員食堂の機能そのものを見直す必要があることを指摘する。そのため、食事機能以外の分析が必要であることを導き出している。

第4章では、社員食堂の実証研究として企業の事例を取り上げる。企業の社員食堂が、食事の機能以外に新たに提供可能なものは人間関係的な機能であり、特にオフィスの社員食堂において、人間関係の希薄化を補足するために、社員食堂を利用してコミュニケーションの不足を解消しようとする動きがあることを企業インタビュー・アンケート調査を通じて検証した。

第5章では、社員食堂の機能には食事提供機能内では健康管理機能が注目される傾向があり、食事提供機能以外ではコミュニケーション機能、知識創造機能を付加する必要性及び可能性を示している。食事を媒介に労働者の身体的健康管理だけでなく、労働者間の交流を図り、さらには革新的なアイデアの創出に貢献しうる社員食堂の付加機能は、社員食堂を福利厚生として位置づけてきたこれまでの認識を超える企業ニーズが高まっていることを指摘している。

上記で示したように、本論文は貴重な明治期の文献を渉猟することから社員食堂の機能の本来の姿を考察しつつ、インタビューやアンケートなども駆使して、社員食堂の機能の歴史の変遷を解明しており、研究対象は社員食堂という限定されたものではあるが、分析内容は幅広いものであり今後の多面的な研究を刺激する内容を含んでいる。研究方法も多様な方法を駆使しており、解明された結論についての社会的意義も高いものと評価できる。社員食堂の現状についての分析にはまだ残された課題もあるが、研究の挑戦性、論理性、社会的貢献性といった観点から、本研究は博士(経営学)を授与するに値するものと審査委員会は判定した。